

# 新しい市民社会論と市民経営学をめぐる覚書

國 島 弘 行

## はじめに

大企業の不祥事が続くなか、企業は企業の社会的責任をCSRという管理制度の問題として取り組み始め、CSRがブームにまでなっている。企業不祥事が市民生活に市民の生命すら奪うなどの重大な影響を与えることで、市民社会からの企業への批判をもたらし、企業の存続すら困難にするリスクを企業にたらしているからである。市民社会からの企業への批判は、消費者や地域住民ばかりでなく、従業員や取引業者からの内部告発という型によっても行われている。現代企業の市民社会に対する経営姿勢が、もはや内部関係者にすら放置できない状況にあることを示している。

今、企業と市民社会との関係があらためて問われてきている。その際、企業の立場からだけでなく、市民あるいは市民社会の立場から企業経営を検討する必要が指摘されてきている。丸山恵也氏は、「いま市民経営学とでもよべる、新しい経営学が提唱されている」と指摘し、そのようなものとして谷本寛治氏の「企業社会システム論」、宮坂純一氏の「企業倫理学」、重本直利氏の「市民経営学」をあげている（丸山、2005：38頁）。重本氏は、「市民の視点から経営のあり様を捉え直す」市民経営学を、単に「社会一般としての合理性ではなく、『市民社会』としての合理性」から捉える。「社会は市民の自発的・自主的参加によって組織され管理されることによって成立している」からであるという（重本、2002：236頁）。本稿の課題は、企業と市民社会との関係について検討し、新しい経営学の可能性を分析するための準備作業である。そのために、主として市民社会論の新動向を整理し、市民の視点の経営学を検討する。

## I 市民社会論

### 1 高島善哉とアダム・スミスの「市民社会体系」

近代社会は、市場を経済の基礎とする市場経済社会と、人間としての権利を持った自立した個人を社会の基礎とする市民社会との二重の社会構造を持つ。したがって、そこでの企業経営は、近代社会における市場経済社会と市民社会とから二面的に規定されている。後でのコッカの整理にみることができるように、かつては市民社会概念を市場経済と同一視し、否定的に理解することが多くあった。しかし、最近では、ヘーゲルの言説ですら自発性を持つ自立した個人など市民

社会を積極的に位置づけていたとする議論を見ることができる<sup>1)</sup>。ところで、高島善哉氏は、戦後早い段階で「アダム・スミスの市民社会体系」において市民社会を積極的に位置づけている。高島は、市民社会と、資本主義社会すなわち市場経済社会とを以下の三点において区別している。「まず第一に、市民社会は開かれた体系であるが、資本主義社会は閉ざされた体系である。そして第二に、市民社会においては市民が主体として観念されるが、資本主義においては資本が主体として観念される。最後に、市民社会は発想としては啓蒙主義的であるが、資本主義はたんに啓蒙主義的でなく、むしろ歴史主義的である」(高島, 1974: 274頁)。ここでの市民社会は、「人間開放的な役割」という「歴史的な性格と歴史的な役割」が認められるが、生産力の側面と「人間開放的な性格」とから、基本的に「超歴史的なもの、完結することのない永遠に開かれた体系」となる(同上書274~275頁)。アダム・スミスは、「商品に特定の物の効用」である「使用価値」と「その物の所有がもたらす他の品物を購買する力」である交換価値という2つの側面をみる(スミス訳 2000: 60頁)。この観点から、高島は、市民社会を「生産力の体系」(高島, 1974: 289頁)、市民生活にとって社会的に有用なものである使用価値を欲求し、生産し、流通し、消費・享受する場として考えた。すなわち「生活内容と意識形態」(高島, 1972: 205頁)、「物質的な生活諸関係」(高島, 1972: 206頁)と精神的な生活諸関係である物質的・精神的な市民生活の場として考えたといえることができる。したがって、「生産力の体系」としての市民社会は、労働・消費・地域・家庭などの市民生活の質を意味するものと思える。むしろ、「生活体系」あるいは「生活世界」といえることができるのかもしれない。その場合、生活の質は生産力したがって使用価値の質が直接規定している。生産力や使用価値の質は、「生活内容と意識形態」を規定し、同時にそこから規定されるという関係をもつ(高島, 1972: 205頁)。

また、高島氏は、スミスの市民社会論において、市民社会の「人間開放的な性格」と近代国家との関係も検討し、「市民社会の生活原理」(高島, 1974: 222頁)としての「同感の原理」(スミス訳 2003)が重要であると考えた。彼は、スミスの統治としての国家成立根拠を、「同感の原理」のもとでの同意という「より主体的な観念」(高島, 1974: 224頁)をもって捉えた。スミスは、「同感の原理」としての「市民社会の原理」を「権威の原理」と「効用の原理」に分類し、「君主政治では権威の原理が優勢であり、民主政治では効用の原理がそうである」と考えた(スミス訳 2005: 35頁)。この市民社会における同意は、政治社会としての近代国家ばかりでなく、市場経済社会を存立させ、規定する条件の一つであるといえることができる。高島は、市民社会を、市民の同意あるいは合意形成の場としての民主主義社会としても理解していたと思える。すなわち、高島による「アダム・スミスの市民社会体系」構想において市民社会、市場社会、国家の3重構造が示されるとともに、これらの連結的役割をする「意識形態」(高島, 1972: 205頁)を生み出す市民的同意・合意形成の場としての市民社会も理解することができる。

したがって、生産力体系としての市民社会は、「生活内容」である「物質的な生活諸関係」としての市民社会と、社会的規範などの「意識形態」を生み出す「精神的な生活諸関係」としての市民的同意・合意形成の場としての市民社会の2つの構造を持っていると言えるのである<sup>2)</sup>。企

業が市民社会あるいは社会から規定を受けるといった場合、この2つの側面から検討する必要があるように思える。

また、高島氏は、生産力体系としての市民社会は、超歴史的であるとともに、歴史的なものでもあると指摘している。これは、生産力体系は、人間生活にとって必要なものという意味で超歴史的である。同時に、市場からも規定され、歴史的にその具体的内容を変容させることから当然の説明であったと理解したい。

さらに、市民社会は、企業を含むものであるとも考えられていた。すなわち、「労働生産力としての体系としての企業、つまり経営体としての企業概念」を前提として、「資本主義的営利手段としての企業」が可能になるのである（高島、1972：219頁）。

## 2 J. コッカの市民社会概念の史的展開論

J. コッカは、以下のように、市民社会概念をめぐっての歴史的変容を明快に整理し、現代的な意味での市民概念の特徴を明らかにしている。中世と初期近代では、市民社会概念は、家と家族の領域とは区分され、国家とは未分化であり、有徳な良き生活を目指す共同の福祉、公共性、普遍的なもの、そしてそのような意味での政治に関連したものであった。それは、記述的であるとともに、規範的であった（Kocka 訳 2003：35頁）。近代市民社会の概念は、3つの時期で区分される。

17世紀と18世紀との啓蒙主義の時代では、市民社会概念は、市民社会に対して肯定的な意味合いを持ち、将来の文明についての「ユートピア構想」と結びついていた。civil society という市民社会概念は、「文明化の進展の過程として規定された」（同上訳35頁）。文明化は、第1に「労働と勤勉、商業と所有を通じて経済に向かって開かれ」、第2に「教養と文化、社交性、洗練」や生活様式」に基づき、第3に地域・身分・職業・性別からなる諸制度からの開放、すなわち人間とその権利という理念、「全人類を包括する社会」、世界市民社会へも開かれていた」。その概念は、「市民自らが組織する自発性」を必要とする、反伝統的、反身分制的、啓蒙的・近代的な意味をもつ現状批判的な運動・目標概念となった。同時代、Zivilgesellschaft などの市民社会概念（Bürgergesellschaft や bürgerliche Gesellschaft も同義で用いられていた。）は、国家からの分離され、絶対主義的な官憲国家による「支配」と「屈従」に対決する「反絶対主義的な闘争概念」となった（同上訳35～36頁）。

資本主義の生成・発展や産業革命の影響を受けた19世紀前半には市民社会概念は、批判的・論争的概念となり、肯定的な意味を持つ運動・目標概念としての正当性をもたなくなった。国家と社会は、単なる区分に留まらずに、対立物と捉えられるようになったのである。ヘーゲルは、市民社会を、欲求の闘争・妥協の体系に矮小化し、道徳的政治的評価において国家より下位に位置づけ、普遍としての国家の下位概念であるとした。さらに、市民社会をブルジョアジーないし中間層という意味での市民層が支配する空間として捉えられた。このような影響の中で bürgerliche Gesellschaft が多く使われるようになった。さらに、マルクスは、bürgerliche Gesellschaft

としての市民社会が資本主義経済をその基盤と核心としてもつブルジョア社会 (Bourgeois-Gesellschaft) としてのみ評価した (同上訳37頁)。

1980年代, Zivilgesellschaft という市民社会概念は, ラテンアメリカや東中欧での独裁制批判のキーワードとして, 華々しくカムバックを遂げた。反体制派は, Zivilgesellschaft を要求することで, 「国家に対しうる個人の保護, 法の支配と権力の分割, 社会的な自治活動の権利と義務, そして男女の市民 (citoyens und citoyennes) としての市民 (Bürger) の成熟, さらにまた新たに建設されるべき政治における連帯, 道徳, 信頼性, などを目指したのであった」。1989年東中欧革命によって, 西側においても市民社会概念は多様な論者によって復権した。ユルゲン・ハーバーマス等のフランクフルト学派は, Zivilgesellschaft 概念を用いて, 「資本主義的市場と官僚主義的国家機構の間にある民主主義的自己実現の場としての公共圏と, 資本主義のシステム合理性および巨大な官僚機構から区別される『生活世界』とを擁護, 分析, 推奨する」。マイケル・ウォルツァー等のコミュニタリアンは, civil Society を用いて, 「官僚主義的国家機構と区別される社会諸集団の自己活動と, さらには小さな空間, 近隣組織, 結社, 社交クラブ, そして市民イニシアティブなどにおける連帯と共同化の力を推奨した」。リベラル派は, civil Society を「多元主義的で, 自由・民主主義的な社会の意味で用い, 経済との区分を不明確にしている (同上訳38~39頁)。

コッカは, 1980年代以後の市民社会論議の復興において, 「現代の社会と政治の基本問題が議論されている」と考える。第1に, 西側で数十年にわたって増大してきた「国家の過剰」に対する懐疑, すなわち社会国家・干渉国家の能力の限界と正当性問題である。このことは, 「新しい装いを帯びた古い社会国家批判と並んで—裕福で教養があり自己組織能力をもつようになった諸社会の重要な部分の新しい諸要求と, 政治・社会・経済間の諸関係について新しく規定しようとする原則的な姿勢とが, 表現されている」のである。第2に, 「近代社会を結局のところ結合しているものは一体何なのか, という問いに対して答えを出そうとする試み」が, 「Zivilgesellschaft は, 公共心, 共同組織への市民参加, 道徳的基礎に立脚した協調や社会的団結を重んじる」ことをもたらしたのである。この根底には, 「社会的分極化の経験 (例えば階級間の闘争による) ではなく, 進展する個人化と断片化による社会的結合の喪失への憂慮が横たわっている」。第3は, 「供給と需要, 競争と交換に立脚する市場経済と, 紛争, 討議, 相互理解, 政治, 連帯を目指す論理を伴う市民社会との間の基本的相違が視野に入れられている」ということである。現代の市民社会概念は, 啓蒙主義の時代のユートピア的内容を復権するとともに, カメレオン概念になる可能性をもっていると指摘している (同上訳39頁)。つまり, 国家や政治, 市場や企業, 社会的連帯や公共性の変容のなかで, 市民自らが再生する市民社会への期待を見ることができるのである。

コッカは, 市民社会概念史をこのように整理し, 市民社会の概念規定を試みる。その際, 狭義の概念と広義の概念とに分けて考える。近年の議論の中心を, 市民社会を狭義の概念として捉える。つまり, 国家, 市場, 私的領域の間にある社会的自己組織の空間, すなわち, 結社, サーク

ル、ネットワーク、NGOなどの領域を問題にしている。したがって、公的論議、紛争と協調の空間、諸個人とグループの自立的空間が想定され、活力とイノベーションの領域、公共の福祉のための努力する場として機能する「自己組織」が期待されていると考える。しかし、コッカは、狭義の概念の有効性を認めながらも、「市民社会」のより包括的あるいはより開かれた概念をより本質的なものとしている。つまり、狭義の市民社会と国家、市場、私的領域との相互関係を取り込んだものとして「市民社会」を規定するのである（同上訳40頁）。

1つめは、「市民社会」と経済との区分・相互関係である（同上訳40～41頁）。市民社会の論理は、言説、紛争と協調を基礎とする。それは、個人の権利、個人が決定する権利を保障する一方で、連帯と社会化、市民的特性と普遍的福祉への志向をも要求するのである。「このことによって、市民社会は、競争と交換、個人的決定と個人的利得の論理に基づく市場から区分される。市民社会は、市場社会に解消されることない」。市民社会と経済とが別の論理をもつが故に、市場原理が市民生活に浸透しうるとともに、市民社会が市場社会を規制しうるのである。「市民社会構想の今日的魅力は、市民社会の諸原理と諸手段によって、無拘束に展開し、世界中で勝利し、あらゆる局面に進出している資本主義に対し、内的制限を加えることができるのではないかという希望にも由来している」。他面で、「ロックとヒューム、ファーガソンとカント、さらにはヘーゲルとマルクスに至る古典的著述家は、経済を正当にも市民社会の中心的位相とみなしていた。……経済はまさに初めから発展しつつある市民社会の推進力であり要素であった」。現在においても、同時に、「市民社会的構造には、社会的結合、信頼、そして『社会的資本』などが属しており、それらが市場経済をささえている」のである。また、労働というカテゴリーは経済と市民社会との両者に属するという。

2つめは、「市民社会」と国家との区分・相互関係である（同上訳41頁）。市民社会の構想や概念はヨーロッパ大陸や北アメリカ植民地で国家との区分・対抗という形で形成された。1980年以後支配的独裁制国家との対決、現在の官僚主義的社会国家・干渉国家との断絶という形で議論されている。しかし他方では、市民社会と国家はいつも親密な関係にあった。現代の市民社会構想においても、「市民社会は自ら展開し、維持し、さらに発展することができるためには、……人権と市民権を守り、法治国家・立憲国家の基準を満たし、民主主義的参加を保障し、原則問題を決定し、枠組条件を設定し、そして擁護的、促進的、調停的に関与する、政治的諸制度を必要としている。ただ民主主義的国家においてのみ、自ら多様性を内包する市民社会は、そのために必要な統一的発展の保障を見出す。……国家と社会の変化する関係こそが、市民社会の概念にとってむしろ本質的な意味をもつのである」。

3つめは、「市民社会」と私的領域との区分・相互関係である（同上訳42～43頁）。「この区別は *societas civilis* と家とを区別する長い伝統の上にある」。「私的なもの」と「公的なもの」、「公共圏と私的空間との明瞭な区別可能性、明確な境界付けは、市民社会にとってまさに本質的意義を持っている」。しかし、それらを「区別する線をどこに引くかは、それ自体社会内部の論争の対象である。……家政と家庭とは、その機能や現象形態の幾つかから見れば過去も現在も明確に

市民社会の領域の一部をなしているが、他の面においてはそうではない。いずれにせよ、歴史的、文化的比較においては、どのようなタイプの家庭、どのような家族が市民社会の発展にとって有益であるかあるいは有害であるか、ということが問われなければならない」。

コッカは、市民自らが作る空間としての狭義の市民社会概念を尊重しながらも、広義の市民社会概念にそれと経済・国家・私的空間との相互作用を含めることで、新しい経済・国家・私的空間の歴史的現実も明らかにし、市民社会の概念的・現実的・歴史的な新しい可能性を追求することを目指している。このことは、市民自らが作る空間としての市民社会を真空状態と考え、非営利組織などを議論することを克服することである。

### 3 ハーバーマスの「市民社会論」

J. ハーバーマスは、近代市民社会 (bürgerlich Gesellschaft) から現代市民社会 (Zivil gesellschaft, civil society) への歴史的移行を分析している。『公共圏の構造転換』において、サロン、コーヒーハウス、読書協会、公開演奏会、雑誌、新聞などの18世紀啓蒙時代の市民文化が「文芸的公共性」を生み出し、近代市民社会の設立母体になったことを明らかにした。ただし、民衆を排除するところにブルジョア的市民社会の限界をみた。ハーバーマスは、『公共圏の構造転換 第2版』第2版序文において、市民社会は、近代的なブルジョア的市民社会 (bürgerlich Gesellschaft) から現代的な大衆市民社会 (Zivil gesellschaft, civil society) へ歴史的に展開しているとしている。そこで、ハーバーマスは、現代の市民社会を市場社会という意味を含まず、「自由な意思にもとづく非国家的・非経済的な結合関係」と規定し、アソシエーションを制度的な核心とし、教会、文化的サークル、学術団体、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動、同業者組合、政党、労働組合、オルターナティブな施設などを考えた (Habermas 訳 1994: xxxviii 頁)。つまり、市民社会を市民の自律的空間と捉え、市民社会における討議のなかで生まれた「対抗的公共性」あるいは「コミュニケーション理性」が資本や国家の官僚制システムにおける「技術的合理性」あるいは「技術的理性」に対して規制しうる可能性をみいだしたのである。しかし、現代社会では、システム (国家・市場) は、市民生活の場である「生活世界」の「内的植民地化」を進め、資本の下への労働の実質的包摂に留まらずに、資本や国家などのシステムの下への市民生活全体を実質的も包摂・支配してきているという (Habermas, 1981)。そのなかで、システムの「技術的合理性」がアソシエーションを破壊してきていると考えるのである。現代市民社会を支える「コミュニケーション理性」が、システムの「技術的合理性」へ従属し、かつ抵抗するという2つの側面を描き出している。市民社会は、単に資本や国家への市民の抵抗の場だけでなく、逆にそれらが市民生活を支配する場でもあり、資本や国家と市民が社会的合意を形成するためにせめぎあう場でもあることを描いて見せたといえる。

ところで、ハーバーマスは、『事実性と妥当性』において「市民社会の自己限定」を訴える。つまり、市民社会から発生する民主的運動は、「自分自身を全体として組織化する社会」を放棄

し、システムへの間接的影響にとどめるべきという (Habermas 訳 2002:103頁)。なぜなら、市民社会のコミュニケーション理性が、システムの技術的理性あるいは合理性に対して無制限に介入することで、生産力の発展や使用価値の充実を止めてしまうからである。中村健吾は、ハーバーマスの「市民社会の自己限定」論を批判し、批判社会運動への「自己規制」への要求であり、「直接的な民主的意思形成」や「新たな政治的意思形成回路の創設を通じて民主的で根本的な規制」を放棄するものであり、「事実性と現実への漸次的屈服」であると指摘した (中村健吾, 1996)。ハーバーマスの「市民社会の自己限定」論のこの限界は、資本・企業の問題では、アダム・スミスのいう交換価値と使用価値、国家・政府の問題では政治的価値と行政的価値、つまり権力関係と生産力との問題をいきなり同一視し、2つの側面を含めて技術的合理性と考えたため生じたと思われる。ハーバーマスの議論では、市民のための、市民が作るシステムとその技術的合理性あるいは使用価値について論じることができない。我々はそれを論じなければならない。

#### 4 「リスク社会」と新しい市民社会の矛盾

U.ベックは、「危険な社会」において、現代が産業社会あるいは「階級社会」から「リスク社会」へ移行しつつあるとしている (Beck, 1986)。「階級社会」は、貧困が特定の階級や階層に蓄積されるという矛盾を持つ社会である。すなわち、「知覚できる富」の生産と分配が問題であった。そこでは、困窮によって生じた連帯が、「不平等社会」の価値体系としての「平等というユートピア」を目指す分配闘争として重要な役割を演じた。そこでは、身分や自然から人間を解放し、機能分化・大量生産原則のもとでの富を生産・増加する「単純な近代化」が追求された。「リスク社会」は、知覚できない危険 (リスク) の生産と分配のもとで生じる不安が社会的な矛盾となっている。不安によって生じた連帯が、「不安社会」の価値体系としての「安全というユートピア」を目指し、「影響の及ぶ範囲が広く、網の目の粗い、構造を絶えず変革する近代化」である「自己内省的 (自己再帰的) 近代化」を生み出してきている (Beck 訳 1997:14頁)。

このリスク社会で、「ブーメラン効果」と「新しい個人化」が重要な概念となっている。「ブーメラン効果」とは、リスクの配分パターンであり、地球規模におけるリスクの拡大化の中、「危険は、それを生み出し、それから利益を得ているものを襲う」、つまり「貧困は階級的で、スモッグは民主的である」ということである (Beck 訳 1998:51~52頁)。「新しい個人化」は、個人競争と社会的移動性の増大によって、個人化の価値体系が「因習的成功のシンボル (収入, キャリア, 地位)」から自己確証, 自己成就, 自己実現, 本質的には自己啓蒙と自己解放に向かっていることである。それは、「自分自身が取り組む生活実践における過程」であり、「家族や労働や政治における新しい社会的な結びつきの探求も含まれる」のである (同上訳書190~191頁)。が、「階級や家族や職業や女性や男性といった、個々人が自分の人生をどのように営もうかと模索する場合に手がかりを与えてくれるイメージは、現実性や未来へと導く力を失う」 (同上訳書192頁)。つまり、それは、階級や家族などの従来への連帯を持たない個人化として、自己決定の強制とリスクに対する個人責任社会をも生み出している。新しい個人化は、「社会的危険の個

人化」でもあり、「社会問題が、直接、心的性向の問題へと変えられた。つまり、個人レベルにおける、満ち足りない気持ち、罪の意識、不安、葛藤、ノイローゼの問題となった」ということになる。同時に「社会的危機がもはや知覚されないかあるいは社会的なものが間接的にしか知覚されない」（同上訳書193頁）という深刻な問題をはらむ。そこでの社会的問題状況の克服のための連帯は、「ある図式、例えば階級図式に従って作られるわけではない」。したがって、「人々の連帯は、個々の項目ごとに、個々の状況やテーマごとに締結・解消される」（同上訳書194頁）。中核的な政治としての議会制度に対する「サブ政治」としての市民運動、「新しい社会運動」、オルタナティブで批判的な職業活動が重要な意味を持ち、基本的人権を細分化して確立させ、「『上から』の不快な干渉に対して『底辺の市民運動』と『下位の機関』の抵抗が強められるのである」（同上訳書396頁）。そこでは、官僚制論などの「合理的=階級的あるいは目的=手段モデル」に代わって、「話し合い、相互作用、交渉、ネットワークが強調される」理論が重要になっているという（同上訳書402頁）。

ところで、J. マグウィガンは、ベックの議論の限界を次のように指摘している。「リスクに満ちた世界の創造において、企業ビジネスが果たした役割や資本の蓄積についてベックはほとんど言及していない」のである（McGuigan 訳 2000: 232頁）。Z. バウマンは、「リキッド・モダニティ」において、重い堅固な近代から軽い流体的近代への移行の中に、資本と労働の変質を見出し、その結果としての新しい市民社会としての「リスク社会」が現れると考える（Bauman, 2000）。堅固な近代では、「重量資本主義」の下で資本と労働が「固体化」し、共同歩調をとり、「大労働組合、福祉国家、巨大企業」の合同作用によって秩序が形成され、「長期的精神構造」が生み出された（Bauman 訳 2001: 157, 190~191頁）。流体的近代では、資本と労働が「流体化」し、離脱・乖離・逃避、瞬間性の時代となり、スリム化・縮小・廃止・閉鎖・売却を通じて「高速で移動する資本」は労働や地域からも解放される（同上訳書157頁, 193~194頁）。雇用は短く不安定になり、「非自主的遊牧民」と「短期的精神構造」が生み出され、不安定、不確実性、危険性のもとで人々は生きていかなければならなくなる。「仕事の性質は完全に変わった。仕事は1回かぎりの行為に墮落し、目先のものを目的とし、目先の目的に触発されると同時に呪縛されるものとなった。また、それは形づくるのではなく、形づくられるものに、計画と構想の産物ではなく、偶然の結果となった。……仕事の倫理的価値が失われたあとには、数々の審美的価値がもちこまれた。……生産者、製作者としての倫理的、プロメテウスの使命の達成者ではなく、消費者、刺激の追及者、経験の収集者としての、審美的欲求の満足度によって判断される」ようになってきたのである（同上訳書179~181頁）。このような状況の中で、「個人化した人間が市民の共和的組織に、再び『居場所』をみつける可能性はきわめて低い」（同上訳書49頁）、もはや連帯も絆も信頼も崩壊してしまった。「資本主義企業が対立と闘争の温床であったことはたしかだが、……被雇用者が権利をもとめて戦ったのは、保証された権利にながしかの『拘束力』があると信頼してのことだった。かれらは自らの権利を預け、保管しておく場所として、企業を信頼していたのである」。「信頼がないところに抵抗はなく、信用がないところに競争はない」（同上



訳書214頁)という。流体的近代の下での共同体は、変わりやすく、一時的で、一元的で、爆発的であるが、寿命が短い。それ故、「クローク型・カーニバル型共同体」と呼ばれる。それは、「社会性をもとめる衝動の未開発のエネルギーを集約するのではなく、拡散し、そして、まれな集団的協調、協力を、必死に、しかし、空しく救いをもとめる人間の孤立を永久化する」(同上訳書206頁)。

ベックは、「バウマンが描こうとした漆黒のペシニズムは、経験的に誤りであるという意味ですでに時代遅れのものとなっている」と批判した(Beck 訳 1997:100頁)。問題は、「自己創造型社会の生みの苦しみ」であり、単純的政治(規則主導型)から再帰的政治(規則改変型)への転換過程の中にあると論じている。

新しい市民社会というユートピアは、他方で「リスク社会」という深刻な矛盾を生み出している。それは、国家の弱体化とともに、企業や資本の変質が生み出している。消費市場における製品寿命の短縮とともに、リスクから利益を生み出す資本としてのファンドのグローバルな影響力の増大は、資本と労働の流動化を生み出し、利潤の短期的追求を生み出し、企業と市民社会との信頼関係をも崩してきている。企業と市民社会との新しい関係の模索は、経営学においても重要な視点となる。

## II 新しい市民社会と経営学

### 1 企業経営の基本原則と市民社会

林正樹氏によれば、「日本的経営の進化」において、経営システムは、経営方針、経営戦略、組織、管理制度、技術という要素システムから構成され、存続するために「外部の社会的・経済的主体(=システム)と」相互作用するオープンシステムである(林, 1998:3頁)。また、経営システムにおける要素システムは「それぞれ独自の行動原理を持っているが、システムは全体として一つの行動原理を持つ。経営システムの行動原理は営利性と社会性の統合原理である」。この経営システムの行動原理は、経済産業構造や社会文化構造などの企業外の条件=「基盤的条件」によって規定されている。この基盤的条件に規定された営利性と社会性は、経営方針の内的発展原理となり、経営方針を規定する。この経営方針が経営戦略を規定し、経営戦略が組織を規定するといったように、階層的に経営システム全体を規定する。経営の個々の要素システムも、個々の内的発展原理を媒介して、基盤的条件に規定される(同上書5~9頁)。

つまり、この「経営システムの機能的特性は、①私的営利性と②社会的有用性という二重の側面(=経営システムの二重性)において理解することができる」。この二重性は、「通説では、私的営利性は資本主義的特殊性、社会的有用性は超歴史的一般的であると理解されているが、経営システムの特徴をより具体的にまた歴史段階的=歴史的に考察するためには、…私的営利性も社会的有用性もともに歴史的に変化するものと理解する必要がある」という(同上書11頁)。すなわち、営利性と社会性は共に歴史具体的に変化するということである。

資本主義における企業経営は、「営利性原則」に規定されると同時に、「事業や製品の社会的有

用性が社会から評価される『経営の社会性』によっても規定されている」(同上書23頁)。企業経営の営利性と社会性は、基盤的条件によって歴史・具体的に規定され、時代や国の違いによって大きく異なってくることになる。企業経営の社会性は、社会文化構造あるいは社会的文化的規範に、とりわけ民主主義とヒューマニズムに大きく影響される。なぜなら、「近代以後の社会や文化水準を示す尺度は、民主主義とヒューマニズム=人間性の普及の度合いである」(同上書22頁)からである。ただし、それは、企業経営とは別個のものであり、営利原則としばしば対立してきた。「しかし、企業も人間社会の一つの産物であり、構成要素であるかぎりにおいて、また、事業体を構成し運営するのは人であるから、文化・社会およびその発展水準を完全に無視することはできない。文化・社会の発展段階によっては、営利原則を貫徹するためにも、民主主義や人間性原理を企業経営の中に取り入れざるをえない」。それが、企業あるいは経営の社会性となる。「民主主義の発展した社会では、人に対する考え方は企業経営の決定的・原理的要素となる」。つまり、民主主義の発展の違いが、企業における社会的責任、行政や労働組合との関係に対する考え方、具体的には地球環境保護、文化活動支援、製造物責任、労働時間、男女差別などに表れるとしている(同上書22頁)。

注目しなければならないことは、経営の社会性に関連して、事業や製品の社会的有用性、すなわち使用価値の具体的内容と、それを規制する民主主義などの社会的ルール=『社会性の論理』の具体的あり方との2つの問題を提起していることである。さらに、商品の使用価値、社会的有用性を、単に消費の問題に留まらない事業と人間との多様な関係性から捉えている。つまり、市民生活にとって社会的に有用なものである使用価値を欲求し、生産し、流通し、消費・享受する場、労働・消費・地域などの市民生活の質を考えている理解できる。さらに、市民社会における同意・合意が企業経営に反映する仕組みが指摘されているといえる。

## 2 新しい市民社会と市民事業の理論

馬頭忠治氏は、『脱マネジメント論』において、市民自らが「公共性を『紡ぐ』」ことを「新しい市民社会」の中核的原理とし、その中心的役割を市民事業に見出している(馬頭, 2004: 13, 318頁)。この市民事業は、市民生活を支配しようとする大企業の管理に対して、市民自らの手で使用価値を編集する世界である。同時に、それは、市民生活を行政の問題として他律的に解決する従来の市民運動に対し、市民自らの手で事業化しながら自発的に解決していこうとする新しい市民運動でもある(同上書205頁)。市民事業に脱近代的な性格を見だし、この脱近代性を脱産業社会化と脱企業化との二つの側面から説明する。脱産業社会化は、一元的で画一的な社会的ニーズを実現する大量生産・販売・廃棄から「多様で多元的な社会的ニーズを実現する」使用価値と生産力体系への質的転換である(同上書197頁)。脱企業化は、営利から公共性の追及へ、雇用から賃労働に依存しない「生産的生活」へ、「生産と消費の分離」から「生産と消費の結合」へという生産の権力関係の変容である(同上書201頁)。さらに、市民事業の脱近代性は組織原理を転換させてきていると理解する。つまり、市民事業の組織原理は、一方的サービスと強制とか

らなるマネジメントから、他者の異質性を認め、お互い開かれた、相互作用する関係と自発性へと移行してきている理解している（同上書275～292頁）。そこでは、20世紀から21世紀への組織と管理の転換を脱産業社会と脱企業という二面性から構造的にかつ明快に分析し、その本質に「市民自らが公共性を「紡ぐ」という新しい社会的規範と消費・労働・地域など市民生活のニーズ変化とに置いた事に積極的意義がある。

しかし、マネジメント（管理）の本質を強制と狭く定義することは、企業での組織と管理の転換の可能性に対する分析を弱くしてしまうように思える。むしろ、管理の本質は、氏の言葉を使えば社会的ニーズの編集、すなわち使用価値の計画・組織・統制などにある。氏の意義も、使用価値に対する社会的ニーズが大きく変容する中で、社会的ニーズの編集の原理的転換も迫られ、企業内外を含めた権力・パワー関係の変容も生まれていることにあり、管理の二面的分析を豊かなものにしていくことにある。企業における管理の変容の分析も重要になっている。

### 3 社会経営学と市民経営学

重本氏は、『社会経営学序説—企業経営学から市民経営学へ』において、市民生活を企業経営との関連性を問う方法として、社会経営学と市民経営学を提起する。まず、「経営」とは、企業、地域、学校、家庭などを含む「組織的社会的概念」であり、それぞれの「異質なものの価値」＝独自性に基づく、「個々の人の『自発的』な観念と行為を前提としつつ、その組織（管理）のあり様」として捉える（重本、2002：37～38頁）。「社会経営」は、個々の分野での独自性をもった経営の総体、すなわち「個々の経営の相互の緊張・矛盾・対立関係（＝「異質なものの価値」の共生関係）」として捉える。企業社会日本では、個々の経営の共生が、企業経営の価値に「『異質なものの価値』を同質化する方向へと作用」し、企業、地域、学校、家庭などの社会経営の基礎となる共同性としての「コミュニティの解体」さらに「社会経営総体としての解体」を招いているという（同上書38頁）。

次に、「企業経営」を「企業内における『経済合理性』に基づく『自発性』の管理」と定義し、「社会経営」を「社会内における『社会合理性』（企業を含むそれぞれの場が相互対等に関連づけられることによる合理性）に基づく『自発性』の管理」と定義する（同上書45～46頁）。そして、「トヨタイズムにおける『効率中心』の生産システムは『経済合理性』に基づくものであるが、職場、地域、学校、家庭内のそれぞれの『合理性』との緊張・矛盾・対立関係の総体を考えると、それは『社会非合理性』として捉えられる」。つまり、職場内コミュニティの解体、「家庭崩壊」、「学級崩壊」などにみられるように、「企業経営をはじめ、地域経営、学校経営、家庭経営が解体し、同時に社会経営が組織として解体しているのである」（同上書46頁）。日本社会において「解体された社会経営（この中でも特に企業経営）の今日的な再形成を目指し、同時に『効率中心』の企業活動に対する規制（後退・縮小）を強める社会経営を具体化せねばならない」と提起する（同上書47頁）。そこでの社会経営の形成は、「企業中心社会の再形成ではなく、市民中心社会の形成を意味する」（同上書48頁）。つまり、ボルビズム（人間中心の生産システム）という企業経

営がスウェーデン社会の社会経営の基盤としての「異質なものの価値」の「連動」あるいは共生の上で可能になっているように、日本社会の変革のためには、企業活動を「社会経営体の中の一経営として限定づけて位置づけ直し、社会経営と『連動』する職場経営と企業経営の新たな形成」と「企業外の様々なコミュニティ（地域、学校、家庭など）の新たな質の形成」とが必要とされていると主張する（同上書47頁）。市民社会の一つであるべき企業経営が市民社会と敵対していることが、日本社会の問題ということが理解できる。

このような視角から、「経済合理性の視点から、企業のみならず国家（行政）、学校、病院、福祉、地域の経営あり様を捉える」「企業の経営学」から、「社会合理性の視点から、上記の諸経営のあり様を捉える」「市民の経営学」への転換を提唱するのである。この社会合理性は、「諸経営体の独自性（質の相違）を承認しつつ、その相互関係をふまえた上で成立する合理性」であり、社会一般でなく「市民社会」としての合理性である。したがって、「社会は市民の自発的・自主的参加によって組織され管理されることによって成立している視点」である（同上書236頁）。

次に、現代企業経営を分析する際に、情報管理社会における情報システム化、すなわち「システムは、個人を可能な限り個別化させながら、他方で強力に統合化する」ことを問題にする。個々人が「情報システムから要求（管理、強制）されなくても、自ら進んで情報システムからの役割期待に応える」という「個々人の精神的・知的（主体的）価値側面を獲得することによって、統合性を基礎にしたシステム形態は個別性を基礎にしたネットワーク形態へと反転を遂げる」。これを、「現代企業の権力構造の情報ネットワーク的転換」と呼ぶ（同上書104頁）。この段階で、「『自由を奪う』管理から『自由を与える』管理へ変化」を見出す（同上書181頁）。そこでは、「集団性が特徴とされる日本的人間関係は、情報システムによる個別化と統合化という『新たな集団性』へと転換される。……集団に埋没した個人ではなく、個人を生かした集団に『あらたな』の意味がある」（同上書181頁）。しかし、「情報の共有という形式の集団性と、数値によって個々人の精神的価値が検証・決済される個別性の存在という事態は、明らかに働くもの同士の連帯感と一体感をもっていたかつての人間関係と、そこで働く者自らの相互の価値・規範性を伴っていたコミュニティの解体を意味している」（同上書186頁）。とくに、日本では、異質性を伴った対象が存在しないが故に、企業も個人も自己中心的な人間関係の質となっている。現在では、個人と企業の一体化の弊害の反省として、「個人の企業からの自立」と「企業の個人生活を尊重する自律」まで求められてきている。重本は、この問題を、「情報共有という『あらたな集団性』へ精神的・人格的に帰属しない人間関係の質として」、さらには「もはや帰属できないという今日的段階としての」人間関係の質として捉えなおす（同上書192頁）。つまり、情報ネットワーク化の中で、「統合性を基礎とした関係性」というピラミッド型組織から「個別性を基礎とした関係性」というネットワーク型組織（企業内と企業間を含む）へと転換し、「これまでの固定的・安定的・閉鎖的な経営組織の構造を変化させつつある」と認識する（同上書198～200頁）。

しかし、「資本の運動の中」での情報と組織のネットワーク化であるインターネットなどによるグローバル情報社会化は、企業内の人間関係、消費者を含む生活者のさまざまな人間関係にお

いて具体的で多元的關係を「排除すべき存在」にしている（同上書204頁）。それは、「同質的価値の競争社会」を世界の隅々まで徹底することで、個々の社会文化、企業文化、学校文化、地域文化、家庭文化を解体（同質化）し、「様々な民主的で多元的な人間関係、それに依拠する人間的共同体（コミュニティ）を解体させることになる」（同上書205頁）。このような動きに対して、市民の経営学の立場から、人間関係の新たな質を提起する。人間の多様性・多元性を確保するものとして、地域コミュニティを基盤とした地域経済＝市民生活の場としての市民社会、地域のなかで実物経済を成立させる「非営利組織（NPO）」＝市民経営体、そのための「地域通貨」と「地域循環経済システム」＝市民経営循環システムを展望する（同上書205～234頁）。

経営組織の今日的関係性である「個別性のつながりとしてのネットワーク」は、市場経済のグローバル展開の中では人間的共同性を解体するように機能するのに対して、市民経営循環システムの下では「民主的・多元的に展開」し、「個々の地域性をあくまでも基本としつつ地域外にもグローバルにも開かれた」新たな人間共同性を築く。そこでは、「個々人が多様な知的・精神能力をもって積極的に地域コミュニティを築く」、「個別性のつながりを重視した地域ネットワーク」を形成するのである（同上書209頁）。

重本氏の問題意識は、ベックの「リスク社会論」における、「連帯なき個人化」が「自己決定の強制とリスクに対する個人責任」を生んでいるという議論と似ている。また、企業内のコミュニティの解体は効率性を低下させ、多様な経営との共生能力の低下は社会的なトラブルを引き起こし、社会合理性の解体ばかりか企業の経済合理性をも侵食し始めているように思える。さらに、重本氏は、新しい市民社会とネットワーク化を結びつけることで、地域コミュニティの担い手としての市民経営体に新しい連帯の展望を見出し、企業経営への規制力の可能性も指摘している。ただし、市民社会から企業経営への規制の具体的仕組みについては課題として残されているようにみえる。次に、市民社会のなかで中核的役割をもつNPOと企業との相互作用、企業内に市民社会の影響をもたせるための企業倫理を市民社会から企業経営への規制の仕組みとして検討する。

#### 4 市民社会と企業の相互作用

谷本寛治氏は、市民社会と企業をNPOと企業との相互作用として分析している。NPOを慈善型、監視・批判型、事業型の3つのパターンに分類し、企業による〈慈善型〉NPO支援、〈監視・批判型〉NPOによる企業チェック、調査・分析を行う〈事業型〉NPO（評価団体）による企業活動の評価、社会的事業を行う〈事業型〉NPOによるNPOと企業の競争／コラボレーションの4つのNPOの機能に整理している（谷本、2002：14頁）。

このようなNPOを「新しい社会経済システムをつくっていく方向を模索するものとして」、歴史的にも整理している。〈慈善型〉NPOは、伝統的タイプであるが、「公共的な問題を自発的に担う存在として人々のボランティア活動に支えられ／それらを束ね、ローカル／グローバル・レベルで活動し影響を」もち、とくに70年代以後大きな力をもつ。70年前後からは、〈監視・批判型〉NPOが、大きなパワーをもつに至った企業をローカル／グローバル・レベルで監視し、

「市場社会における牽制力としてその存在感を」現し、「さらに、企業を批判するだけでなく、より積極的に政策提言するアドボカシー型のNPOが成長してきている」（同上書47頁）。80年代半ば以後は「小さな政府」化政策の影響下、助成金や寄付に依拠して活動するNPOのみならず、多様なソーシャル・サービスを有料有償で行う〈事業型〉NPOも増えてきた」と指摘している（同上書46頁）。

宮坂純一氏は、「ステイクホルダー行動主義と企業社会」において、企業が市民社会から企業経営への影響力を管理するシステムとして企業倫理（ビジネス・エシックス）を捉える。現在、これまでの企業が「依拠していた社会規範（行動基準）」が通用しなくなっている。そこでは、「（社会の目が確実に「厳しく」なっている）時代の流れを企業自身が十分に自覚できていないために、企業の不祥事が「発覚」しているのである」（宮坂、2005：i頁）。つまり、企業と社会との「暗黙の契約」が「交代の時期」を迎え、「企業とステイクホルダーの間に『新たな』社会契約が締結されつつ」あり、「ステイクホルダー行動主義」が台頭してきている（同上書ii頁）。これは、労働者、消費者、地域社会、自然環境などが、「単なる利害関係者ではなく、明確な当事者意識を有している利害関係者」として、「自分の権利をしっかりと認識したうえで発言し行動しはじめてきた」ということである（同上書i頁）。このようなステイクホルダー行動主義の動きに対する「経営側の対応策の総体」としてステイクホルダー・マネジメント、とりわけビジネス・エシックスの問題があるとしている（宮坂、2000、2003、篠原、2005）。

しかし、企業と社会の間の「暗黙の契約」において、「それぞれのステイクホルダーには権利があり企業にはそれに照応した義務がある、ということに関しては『共通』の理解が成立しているが、そのような権利としていかなる権利を認めるかに関して『合意』が成立しているとは必ずしも言い難い状況が見られる」（同上書ii頁）。この合意をめぐる企業とステイクホルダーの間の激しいせめぎあいがあり、その葛藤はステイクホルダーズからの企業評価と企業倫理の間にもみられることになる。

企業に対する市民社会におけるステイクホルダーが明確な当事者意識をもつことで、これまでの企業が依拠していた市民社会での合意としての社会規範が変化し、「社会の目」や「会社の評判」が市民社会から市場・企業への規制力として機能しはじめている。企業倫理は、市民社会の規制力としての社会規範への戦略的に対応する管理制度、すなわち社会規範を企業経営に内部化する管理制度である。したがって、企業倫理の具体的内容や基準は、市民社会から企業への規制力として機能するが、同時に企業とステイクホルダーやステイクホルダー間の力関係に規定され、変容することになる。

## む す び

本稿では、市民社会論と新しい市民社会概念と市民経営学について検討してきた。高島氏は、戦後の早い段階で市民社会を積極的に位置づけるとともに、市民社会に市民の「生活内容と意識形態」を含めていたことを明らかにした。コッカは、近年の市民社会論を市民自らの自律的公共

圏と整理し、国家・市場・私的領域の現代的変容との関連で議論すべきという主張をしている。ハーバーマスは、企業や国家に対して市民が対抗・規制する役割を現代の市民社会が持っていることを明らかにした。ベックとバウアーは、新しい市民社会の矛盾として、連帯や信頼が崩壊する中で自己決定の強制とリスクの個人責任という新しい個人化が深刻な問題になっていることを明らかにした。

経営学の動向としては、林氏は経営システムの機能的特性は、私的営利性と社会的有用性という二重の側面をもつこと、とくに経営システムの社会的有用性は経営の社会性、民主主義とヒューマニズムなどの社会的文化的規範に歴史・具体的に影響を受けることを明らかにした。馬頭氏は、すでに市民事業の中で市民自らが公共性を「紡ぐ」という新しい社会的規範と市民生活の新しいニーズに対応する取り組みが始まっていることを明らかにしている。重本氏は、企業、地域、学校、家庭などの各種経営がそれぞれの「異質なものの価値」の対等な共生関係の上で成立する社会的合理性の視点で分析する「市民の経営学」を提唱した。谷本氏はNPOを通じて、宮坂氏は企業倫理を通じて、市民社会が企業経営を規制・制御しうることを明らかにした。

さらに本論に追加すれば、中村共一氏は、「市民管理」という概念を用いて、市民が資本を制御し、企業の社会的有用性（使用価値）のあり方の追求に参加する可能性に言及している（中村、2005）。夏目啓二氏は、すでに国連が提起しているグローバル・ガバナンス論が、国家機関や政府機関のみならず、市民生活の当事者であるNGOやNPOなどの個人やステークホルダー、そして問題発生の際の1つの当事者である多国籍企業を世界的な問題解決の主体として、個別の公共性をめぐる意思形成を透明性と参加の民主的な原則の下で行うことを理論化してきていると指摘している（夏目、2006）。

企業経営の新しい諸問題がグローバルかつローカルに展開し、その克服への試みもグローバルかつローカルな形で企業、行政機関、NPO・NGOなどの相互作用のなかで追求されてきている。労働・消費・地域などの市民生活を営むものが共に連帯して自らの手で生活の豊かさやその基準を産み出し、企業に対して社会的に参加や制御を行い、そのようななかで企業も主体的・自律的に市民社会に貢献することが必要になっている。このような仕組みを分析することが経営学の新しい課題となってきているのである。

#### 注

- 1) ヘーゲルの新しい解釈については、（長谷川、1995）を参照のこと。
- 2) 高島氏の「生活内容」は小松善雄氏の「物質的生活過程」と吉田氏の「下部構造としての市民社会」、意識形態は小松氏の「社会的な生活過程」と吉田傑俊氏の「上部構造としての市民社会」に対応しているように思える。（吉田、2005、小松、1997）
- 3) 二重性の通説に対する疑義は篠原三郎氏の指摘以後始まる。（篠原、1978、1994）

#### 参考文献

アダム・スミス著、水田洋監訳、杉田忠平訳『国富論1』岩波文庫、2000

- アダム・スミス著、水田洋訳『道徳感情論 上』岩波文庫、2003
- アダム・スミス著、水田洋訳『法学講義』岩波文庫、2005
- 馬頭忠治『脱マネジメント論』晃洋書房、2004
- Zygmunt Bauman, *Liquid Modernity*, Cambridge, Polity, 2000. 森田典正訳『リキッド・モダニティ：液状化する社会』大月書店、2001
- Ulrich Beck, *RISKOGESELLSCHAFT: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, 1986. 東廉、伊藤美登里訳『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局、1998
- Ulrich Beck, Scott Lash, Anthony Giddens, *Reflexive Modernization*, Cambridge, Polity, 1994. 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化—近現代における政治、伝統、美的原理』而立書房、1997
- Jurgen Kocka, "Zivilgesellschaft als historisches Problem und Versprechen, in: Manfred Hildermeier", Jurgen Kocka, Christoph Conrad (Hg.), *Europäische Zivilgesellschaft in Ost und West, Begriff, Gesellschaft, Chancen*, Frankfurt, 2000. 松業正文、山井敏章訳「歴史的問題および約束としての市民社会」『思想』953号、2003年
- Jurgen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp Verlag, 1981. 河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論下』未来社、1985
- Jurgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag, 1990. 細谷貞雄・山田正行訳『公共圏の構造転換 第2版』未来社、1994
- Jurgen Habermas, *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1997. 河上倫逸、耳野健二訳『事実性と妥当性—法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究 上』未来社、2002
- 長谷川宏『ヘーゲルを読む』河出書房新社、1995
- 林正樹『日本的経営の進化：経営システム・生産システム・国際移転メカニズム』税務経理協会、1998
- 國島弘行「書評 馬頭忠治『脱マネジメント』」『比較経営学会会誌』第29号、2005年3月
- 小松善雄「現代の社会＝歴史理論における市民社会の概念の考察—戦後日本の市民社会論史によせて」『オホーツク産業経営論集』第8巻第1号、1997年12月
- Jim McGuigan, *Modernity and Postmodern Culture*, Open University, Buckingham, 1999. 村上恭子訳『モダニティとポストモダン文化—カルチュラル・スタディーズ入門』彩流社、2000
- 丸山恵也編著『批判経営学—学生・市民と働く人のために』新日本出版、2005
- 宮坂純一『ステイクホルダー・マネジメント』晃洋書房、2000
- 宮坂純一『企業は倫理的になれるか』晃洋書房、2003
- 宮坂純一『ステイクホルダー行動主義と企業社会』晃洋書房、2005
- 中村共一編著『市民にとっての管理論』八千代出版、2005
- 中村健吾「現代ドイツの『市民社会論争』」『経済学雑誌』第97巻第1号、1996年5月
- 夏目啓二編著『21世紀の企業経営—IT革命とグローバル化の時代』日本評論社、2006
- 重本直利『社会経営学序説—企業経営学から市民経営学へ』晃洋書房、2002
- 篠原三郎『現代管理論批判』新評社、1978
- 篠原三郎『現代管理社会論の展望—現代をみる眼 物象化を超えて』こうち書房、1994
- 篠原三郎「宮坂純一著『ステイクホルダー行動主義と企業社会』をよんで」『産業と経済』奈良産業大学、20巻2号、2005年6月
- 高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系』日本評論社、1947



高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系 新版』岩波書店, 1974

高島善哉「市民社会、貨幣および国家の論理をめぐって—反批判と自己批判のために」『現代と思想』青木書店, 8号 1972年6月

高島善哉 本間要一郎 清水嘉治「私の経済学を語る—2—市民社会論の展開」『エコノミスト』毎日新聞社, 58巻15号 1980年4月8日 p54~61

高島善哉「市民社会とは何か——一つの歴史的・理論的考察」『経済系』関東学院大学経済研究所, 関東学院大学経済学会, 86巻 1971年2月 p1~11

谷本寛治, 田尾雅夫編著『NPOと事業』ミネルヴァ書房, 2002

谷本寛治『企業社会のリコンストラクション』千倉書房, 2002

吉田傑正俊『市民社会論』大月書店, 2005